

第13回交通基本法検討会 議事要旨

日時：平成22年6月7日(月) 18:30~20:00

場所：国土交通省8階国際会議室

テーマ：くるま社会のあり方

有識者：

大山 龍寛 氏 日本自動車工業会交通委員会 委員長、本田技研工業（株） 常務取締役

西原 浩一郎 氏 全日本自動車産業労働組合総連合会 会長

水野 映子 氏 (株) 第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部 副主任研究員

武藤 慎一 氏 山梨大学大学院医学工学総合研究部工学学域社会システム工学系 准教授

主な御意見：

- ・ 交通基本法制定の趣旨は、一部の地域や住民、特定の交通モードのみを強調するのではなく、自動車を含めた各交通モードの特徴を活かし、モビリティの充実など包括的な視点を持つべき。 高齢者や体の不自由な方にとって、自動車のドアツードアの輸送手段は重要であるし、地方では生活を支える上で自動車の必需性は高い。
- ・ 環境にやさしい交通体系を実現する上で、道路交通環境の整備など交通流の円滑化など総合的な対策の実施を謳うべき。
- ・ 都市内物流輸送は自動車を中心であり、荷主はジャストインタイム等、高度な物流サービスを重視しており自動車での輸送は必須。 貨物のモーダルシフトは長距離輸送に限るべき。
- ・ 地域公共交通だけでなく、道路標識や高機能舗装等自動車交通に関わる施設も法の対象とし、高齢者を含むドライバーが安心して運転できる道路交通環境の整備も重要。
- ・ 移動権については交通手段選択の自由を追記すべき。 自由な移動は、自由な移動手段の選択によって担保される。
- ・ 交通基本法の間接整理は、自家用車を否定するような表現は、日々自動車産業に働く仲間の

気持ちを考えると、大変無念である。車から公共交通への転換ではなく共存の視点で整理すべき。

- ・ 総合交通体系の見直し、公共交通機関の整備・維持の財源は、一般財源から捻出すべきであり、過重な税負担を強いられている自動車ユーザーに更なる上乗せを求めることは反対。
- ・ 広く国民に支持され、利用者が自らの意志で自由に交通手段を選ぶことができる法律にしてほしい。
- ・ 企業の方針や立地条件などの理由により、合理性の観点からマイカーを通勤手段として選ばれるを得ない地域がある。マイカーの規制ではなくインセンティブにより公共交通へ誘導するような方策が必要。
- ・ 高齢者は外出頻度が少なく外出範囲も狭いが、もっと外出したいというニーズはある。それをどのように満たしていくかは、車社会を考える上で重要な視点。
- ・ 運転する高齢者に対しては交通事故の防止策が必要であり、運転しない高齢者に対しては、車に代わる移動手段の提供や車の運転に代わる楽しみ・生きがいの確保の支援が必要。
- ・ 中間整理に「『共助』の視点を加えて、国も地方も『公助』の内容を大幅に拡充する必要がある」とあるが、その具体的な内容が不明。
- ・ 環境にやさしい交通体系の実現については、燃費規制策やグリーン税制等の現行施策と環境税、炭素税等の新たな税制策を、公的資金の限界費用を考慮に入れた死荷重（デッドウェイトロス）最小化で組み合わせる政策が最適であり、その導出には数理モデルを駆使して最適政策パターンを模索すべき。
- ・ 移動困難者の便益評価を含め、立地考慮や都市計画との連携を考慮した費用便益分析を行った上で、公的資金の限界費用を考慮した公共交通整備・維持のための費用負担の問題を検討すべき。

以上